

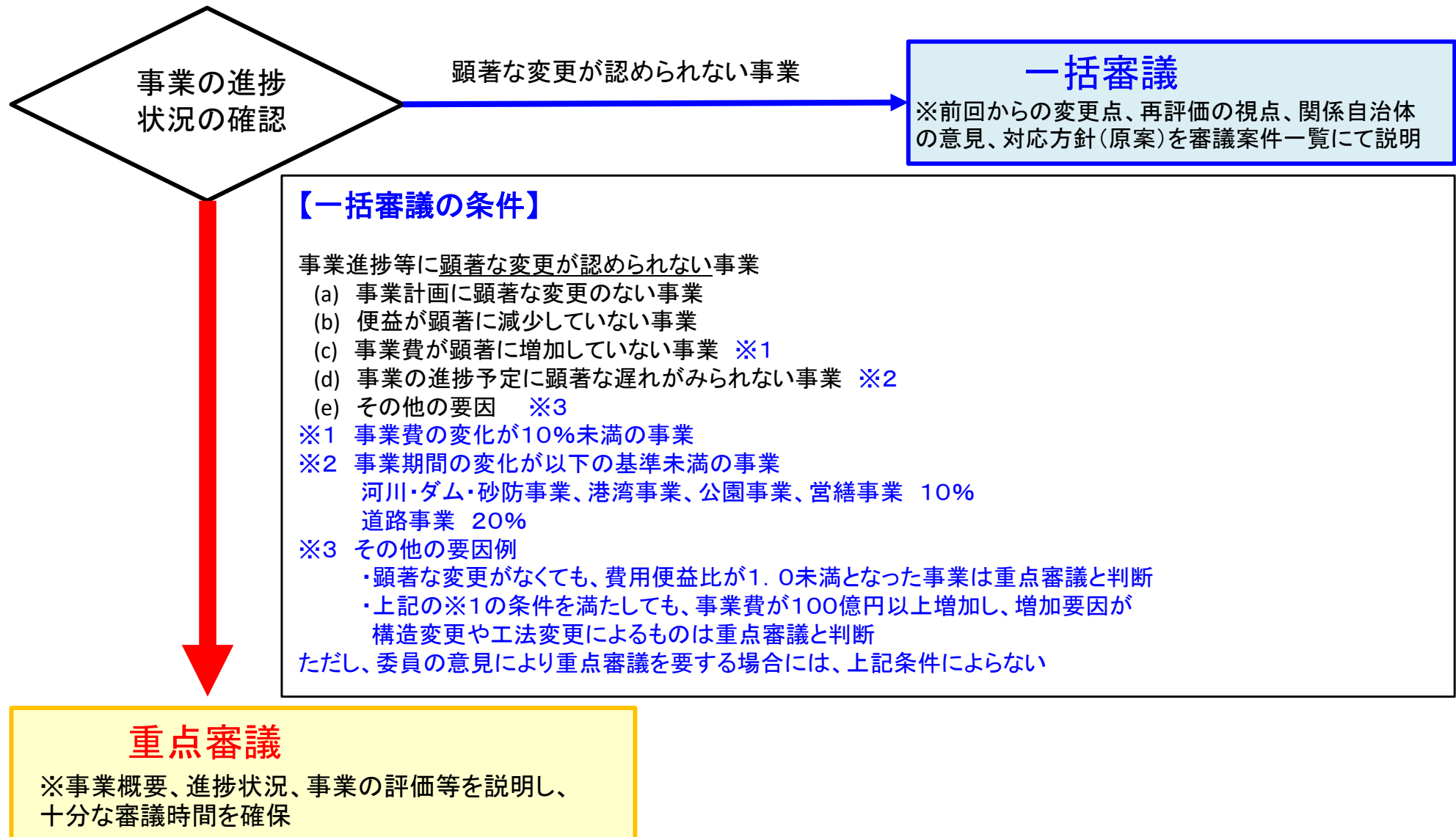
令和6年度の事業評価監視委員会 における審議の進め方

令和6年8月5日
国土交通省 関東地方整備局

1. 再評価の審議区分の選出方法

○ 事業再評価は重点審議と一括審議の2区分で審議

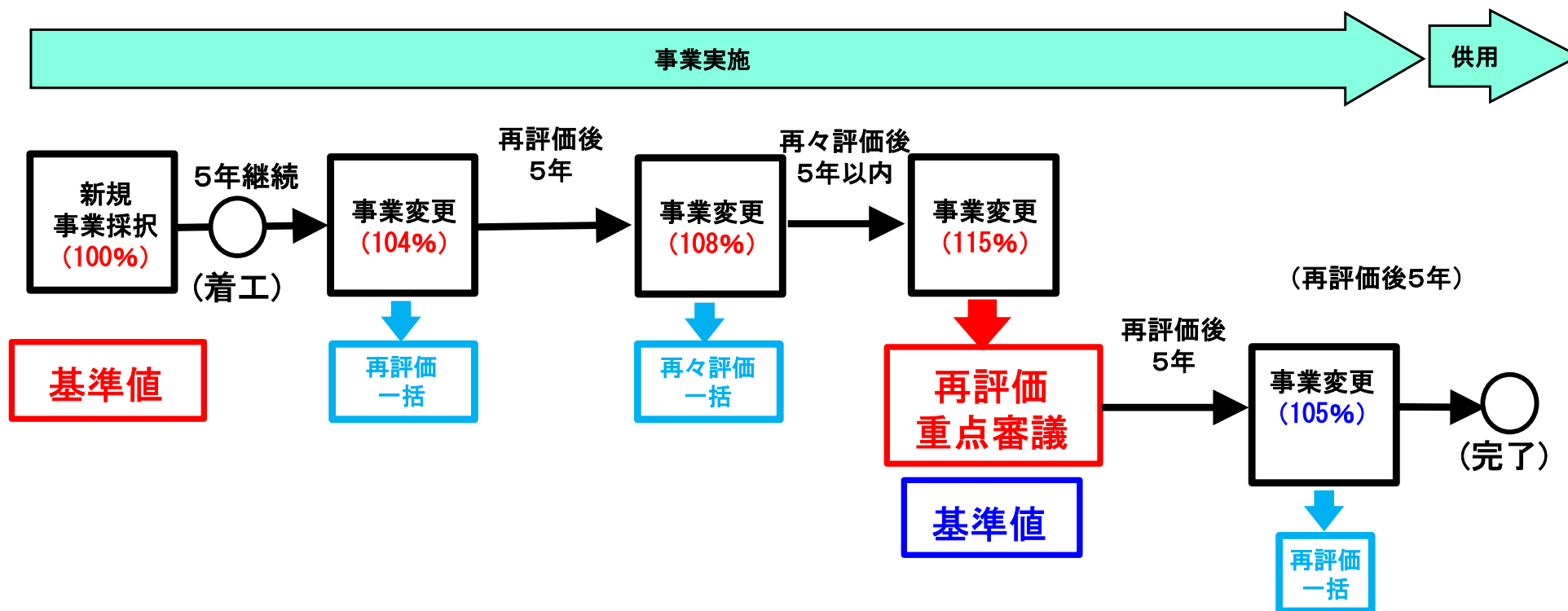
○ 審議事業の重点・一括の選別は以下のフローを目安



1. 再評価の審議区分の選出方法

- 一括審議は、基準値に対して顕著な変更が認められない時に行う
- 基準値は、重点審議を未実施の事業は新規採択時の値とし、重点審議を実施している事業は重点審議の値とする

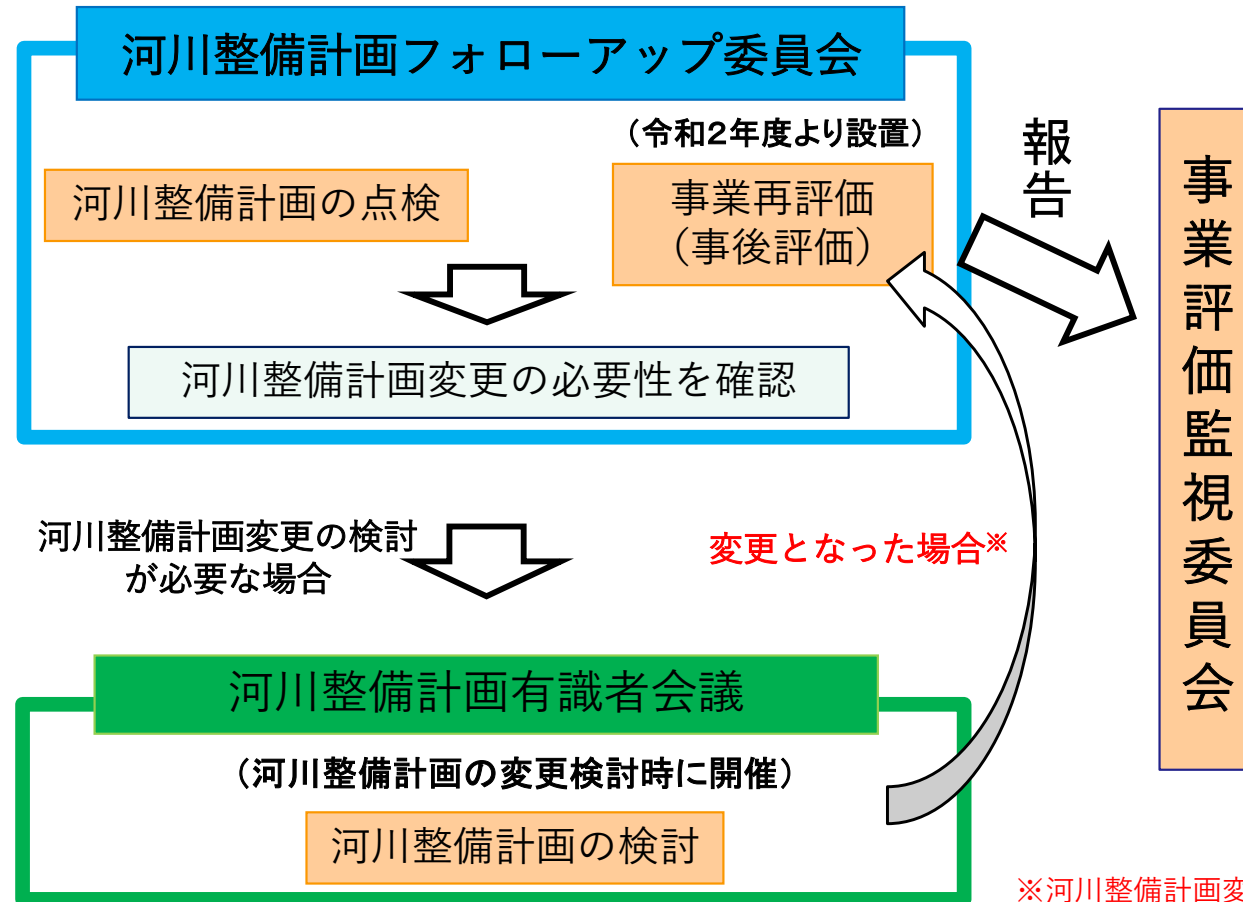
<事業費の増加の例>



2. 河川事業の事業評価について

(令和2年度～)

河川整備計画に基づく河川及びダム事業の事業再評価（事後評価）についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告する。なお、砂防事業、海岸事業については従来どおり事業評価監視委員会で審議を実施する。



再評価

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

- 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱い
河川事業、ダム事業について、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。**

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会

- 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告するものとする。**

事後評価

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領

第6 事業評価監視委員会

- 5 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、**事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。**

河川及びダム事業の事後評価実施要領細目

第6 事業評価監視委員会等

- 実施要領第6の5の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を**事業評価監視委員会に報告するものとする。**

※河川整備計画変更に伴う事業再評価はフォローアップ委員会の中で実施。

河川整備計画の点検

- 1.点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して実施
- 2.必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く
- 3.手続きは、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図るなど適切に行う

- ・流域の社会情勢の変化・地域の意向・事業の進捗状況
- ・事業の進捗の見通し・河川整備に関する新たな視点

3. 社会的割引率の参考値の設定について（令和6年度～）

- 社会的割引率※は、全事業において当面4%を適用する。
- ただし、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよい。

〔参考比較のための値は、平成15年～令和4年の期間の国債の実質利回りを踏まえた1%、
平成5年～令和4年の期間の国債の実質利回りを踏まえた2%を標準とし、令和5年度以降に適用する。〕
公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）R5.9改訂

＜重点審議資料の記載イメージ＞

3. 事業の投資効果

(3) 費用便益分析

■総便益(B)
道路事業に関わる便益は、令和22年度の交通量を、整備の有無それぞれについて推計し、「費用便益分析マニュアル」に基づき3便益を計上した。
【3便益：走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益】

■総費用(C)
当該事業に関わる建設費と維持管理費を計上した。

1) 計算条件

	令和5年度(2023年度)	令和3年度(2021年度)
・基準年次	令和5年度(2023年度)	令和3年度(2021年度)
・分析対象期間	供用後50年間	供用後50年間
・基礎データ	平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査	平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査
・交通量の推計時点	令和22年度(2040年度)	令和12年度(2030年度)
・計画交通量	15,900～17,300(台/日)	16,100～17,800(台/日)
・事業費	約239億円	約239億円
・総便益(B)	約312億円(約910億円※)	約351億円(約867億円※)
・総費用(C)	約210億円(約252億円※)	約218億円(約257億円※)
・費用便益比(B/C)	1.5	

※基準年次における現在価値化前を示す。

【参考：前回再評価(R3)】

費用便益比(B/C) : 〇.〇(社会的割引率2%)
費用便益比(B/C) : 〇.〇(社会的割引率1%)

＜一括審議資料の記載イメージ＞

4. 事業の効果等

- ・国道〇号現道の交通量が約1割減少。
- ・並行県道の大型車交通量が約半減
- ・沿線に多くの工業団地整備等開発需要を喚起
- ・渋滞緩和、時間短縮等、物流効率化に貢献

5. 事業の投資効率性

【事業全体】		【残事業】
(前回)	(今回)	(今回)
総便益B: 約〇〇億円	約〇〇億円	B: 約〇億円
総費用C: 約〇〇億円	約〇〇億円	C: 約〇億円
B/C = 〇	〇	B/C = 〇

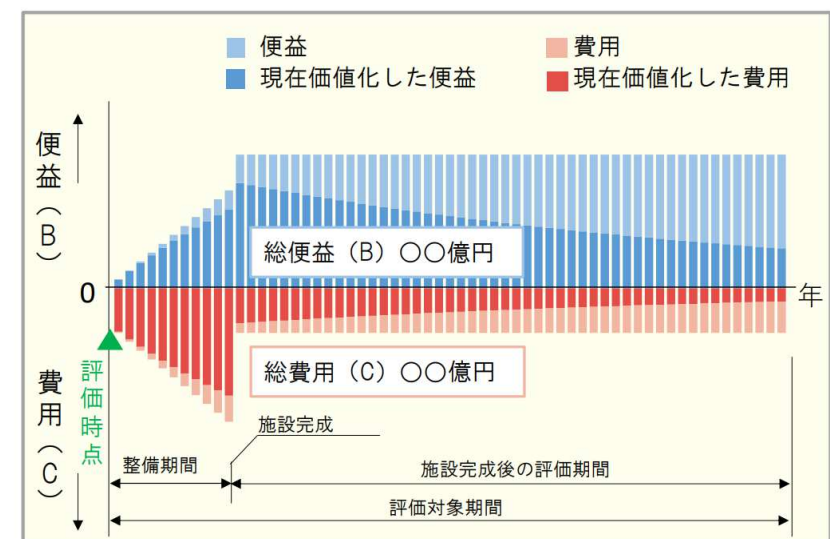
●(2%)
●(1%)

7. 対応方針(原案)

- ・事業継続とする。
- ・本事業は、交通渋滞の地域産業の活性化等に生じ高く、早期の効

社会的割引率4%
参考値: 社会的割引率2%
参考値: 社会的割引率1%

費用便益比の算定における費用と便益の現在価値化のイメージ



※社会的割引率

時間軸上の価値を補正するもので、同じ財の現在と将来の交換比率である。すなわち、将来の費用(効果又は便益)と現在の費用(効果又は便益)は実質的な価値が異なり、現在の費用(効果又は便益)に比べ将来の費用(効果又は便益)の価値が低いものとする。

その価値の低減度合いを示すものが社会的割引率である。(右図イメージ)

(再評価)

一括審議資料
イメージ

資 料 ○
令和6年度第○回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

一括審議案件資料

1. 一般国道○○号○○バイパス
2. ○○川水系直轄砂防事業
3. ○○港○○地区国際海上コンテナターミナル整備事業

令和6年○月○日

国土交通省 関東地方整備局

令和6(2024)年度 第〇回 事業評価監視委員会 一括審議案件一覧

事業 区分	事業名	再評価 理由 ※1	事業 採択	前 回 評 価	全体 事業費 (億円)	完成予 定年度 ※2	B/C	前回評価からの主な変更点及 び理由	再評価の視点	関係自治体の意見	前回評価時の付帯意見及び対応	対応 方針 (原案)
道路	1 一般国道〇〇号 〇〇バイパス	④	HO	RO	〇	RO	1.3	前回評価から、事業期間に変更はあるが、事業全体に顕著な変更は生じていない。	本事業は、渋滞の緩和、沿道環境の改善、関連事業との連携による公共交通機関の利便性向上などの観点から、事業の必要性、重要性は高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考えます。	(〇〇県知事からの意見) ・本事業は、国道〇〇号と環状〇号線を立体交差化するため、混雑していた〇〇駅周辺の交通渋滞の緩和に大きく寄与している。 ・また、沿道環境の改善や駅周辺のまちづくりとの連携による利便性向上の観点から、事業の必要性は高い。 ・このため、必要な予算を確保し、早期完成に向け、事業を推進されたい。特に、残る電線共同溝整備や側道・歩道整備、線形改良工事を実施し、早期の効果発現を図ること。 ・さらに、事業実施にあたっては、より一層のコスト削減を図るなど、効果的な事業推進に努めること。	【付帯意見】 ①引き続き周辺交通へ与える影響に対する対策に十分努めること ②工事進捗について地元住民への丁寧な周知に努めること 【付帯意見への対応】 ①事業用地内に工事用道路を設置する事で沿線における工事用車両の通行を制限し、工事を実施した。 ②工事実施にあたっては、工事内容周知チラシの配布、掲示板による工事進捗状況を周知した。	継続
河川	2 〇〇川水系直轄砂防事業	④	HO	RO	〇	RO	3.9	前回評価から、事業全体に変更はない。	本事業は、現段階においても、その事業の必要性、重要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	(〇〇県知事からの意見) 〇〇川流域における直轄砂防事業は県民の命と暮らしを守るために必要不可欠であり、引き続きの実施をお願いしたい。 (〇〇県知事の意見) 〇〇川流域における砂防事業は、本県にとって治水、必要不可欠な事業であることから、事業の継続が必要であると考えている。 なお、事業の実施にあたっては、引き続きコスト削減に十分留意し、着実に事業を進めること。	なし	継続
港湾	3 〇〇港〇〇地区国際海上コンテナターミナル整備事業	④	HO	RO	〇	RO	3.3	前回評価から、事業全体に変更はない。	当該事業は、コンテナ船の大型化や取扱貨物量の増大等に対応し、物流の効率化を図る観点から、事業の必要性、重要性は高く、引き続き事業を継続し効果発現を図ることが妥当と考えます。	本事業は、東日本最大の〇〇輸出拠点であり、我が国の産業や経済を支える重要な役割を担っています。〇〇の効果的な海上輸送を実現し、〇〇港の国際競争力強化を図るためにも、本事業の継続は不可欠です。 つきましては、早期完成に向けて強力に事業を推進して頂きますようお願いします。	なし	継続

※1 再評価理由

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②:事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④:再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※2 費用便益比算定上設定した完成予定年度等。

- ※3 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないこと等から、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。
- ※4 上段の値は、一体評価区間の費用便益分析結果を示す。下段()書きの値は、単独区間の費用便益分析結果を示す。

(1)一般国道〇号〇〇バイパス

一括審議資料
イメージ

1. 目的

- ・交通渋滞の緩和
- ・〇〇道関連交通への対応
- ・地域産業の活性化

2. 事業概要

区 間：自)〇〇県〇〇市〇〇
至)〇〇県〇〇市〇〇

計画延長・幅員：21.5km・38.5m

車 線 数：4～6車線

計 画 交 通 量：41,800～62,100台/日

事 業 化：平成〇〇年度(20〇〇年度)

全 体 事 業 費：(前回)約〇〇億円 (今回)約〇〇億円

各事業の感度分析範囲内の増額

3. 事業の進捗状況等

- ・当該事業の用地取得率は100%
 - ・令和〇年〇月に全線4車線開通済み。
 - ・現地条件の変更に伴う増加
- ※社会情勢等に大きな変化は見られない。

4. 事業の効果等

- ・国道〇号現道の交通量が約1割減少。
- ・並行県道の大型車交通量が約半減
- ・沿線に多くの工業団地整備等開発需要を喚起
- ・渋滞緩和、時間短縮等、物流効率化に貢献

5. 事業の投資効率性

【事業全体】		【残事業】
(前回)	(今回)	(今回)
総便益B: 約〇〇億円	約〇〇億円	B: 約〇億円
総費用C: 約〇〇億円	約〇〇億円	C: 約〇億円
B/C = 〇	〇	B/C = 〇
	●(2%)	●(2%)
	●(1%)	●(1%)

社会的割引率4%

参考値: 社会的割引率2%

参考値: 社会的割引率1%

6. 概要図



7. 対応方針(原案)

- ・事業継続とする。
- ・本事業は、交通渋滞の緩和、〇〇道関連交通への対応、地域産業の活性化等の観点から、事業の必要性・重要性が高く、早期の効果発現を図ることが妥当と考える